

ガス事業法の保安規制におけるサイバーセキュリティ対策の強化（省令改正）
に対する意見募集の結果について

平成31年1月29日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

経済産業省では、平成30年11月21日付けで、ガス事業法の保安規制におけるサイバーセキュリティ対策の強化（省令改正）に関する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：平成30年11月22日（木）～平成30年12月21日（金）
- ・告知方法：ホームページにおける掲載
- ・意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見募集の結果

1件

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループガス安全室

電話番号：03-3501-4032

○ガス事業法の保安規制におけるサイバーセキュリティ対策の強化（省令改正）に関するパブリックコメントに寄せられた御意見と経済産業省の考え方

※1件の御意見をいただきました。

パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
<p>提出意見： ガスが電気に比べて割高に感じることもある。 オール電化などの住宅も少なからずある。 低コストで安全、安心なシステムを希望したい。</p>	<p>頂いたご意見については、改正案に関するものではございませんが、今回のガス事業法施行規則の改正は、都市ガス供給における安全を維持するため、ガス業界におけるサイバーセキュリティ対策の整備とその確実な実施を図る観点から、都市ガスの製造・供給に係る制御システムのサイバーセキュリティ対策について、ガス事業者が定め遵守する保安規程の要求事項として位置付けるものであり、都市ガスを安全、安心なシステムとしていくことに資するものと考えております。</p> <p>頂きました御意見につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>